



70歳以降も働く時代へ  
企業に求められる雇用制度の見直し

2021年4月1日より、改正高齢者雇用安定法が施行されます。65歳までの雇用確保義務に加え、70歳までの就業確保に対する「努力義務」が追加されます。70歳未満の定年を定めている事業主や65歳までの雇用制度を導入している場合、70歳までの定年の上げや継続雇用制度の見直しなどの措置を講じると、今回ご紹介する改正65歳超雇用推進助成金の対象となります。対象となる事業主の方々には、ぜひ助成金の活用をご検討ください。

2021年4月  
改正

65歳超雇用推進助成金

65歳超継続雇用促進コース

助成金を申請できる法人・個人事業主

1. 雇用保険に加入している60～64歳の従業員が1名以上いること
2. 社会保険労務士の有料コンサルティングを受けて定年延長をすること



	現行の雇用規則の定年	定年の引上げ年齢	助成金額
プラン1	60歳 または 65歳	▶ 70歳	120万円
プラン2	60歳	▶ 66歳	85万円
プラン3	60歳	▶ 65歳	25万円

重要

この65歳超継続雇用促進コースを申請できるのは1回のみ！

この機会に就業規則を見直してみませんか？

社歴が長い会社で時々あるケースをご紹介します。12年以上前に定年を65歳に引き上げた際、助成金をすでに受給していても、今年の4月以降、さらに定年を70歳まで延長すると、この助成金を申請できる可能性があります。お気軽にお問い合わせください。



参考：高齢者の雇用確保措置に係る義務対象年齢は、年金の支給開始年齢のスケジュールに合わせて、65歳まで段階的に引き上げられてきました。

平成18年(2006年)4月1日～平成19年3月31日 62歳  
平成19年(2007年)4月1日～平成22年3月31日 63歳  
平成22年(2010年)4月1日～平成25年3月31日 64歳  
平成25年(2013年)4月1日～65歳



定年延長についてのよくある質問

定年を70歳まで引き上げる法律ができると聞いたのですが、いつからでしょうか？



「努力義務」なので、強制ではありません。

正確には「70歳まで引き上げましょう」という努力義務なので、定年は60歳のままでも大丈夫です。ただ、高齢者雇用安定法が今年の4月に改正され、右のようにしてほしいという要望が出ました。遠くない将来、これらの要望事項が法律となって義務化されることが見込まれます。早めに取り組むと助成金が支給されますが、法律で導入が義務化されたら助成金はなくなります。

おもな要望事項

- 70歳までの定年引き上げ
- 定年の廃止
- 70歳までの継続雇用制度の導入  
(再雇用制度・勤務延長制度)  
※現在は65歳まで継続雇用することが法律で義務化されています
- 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

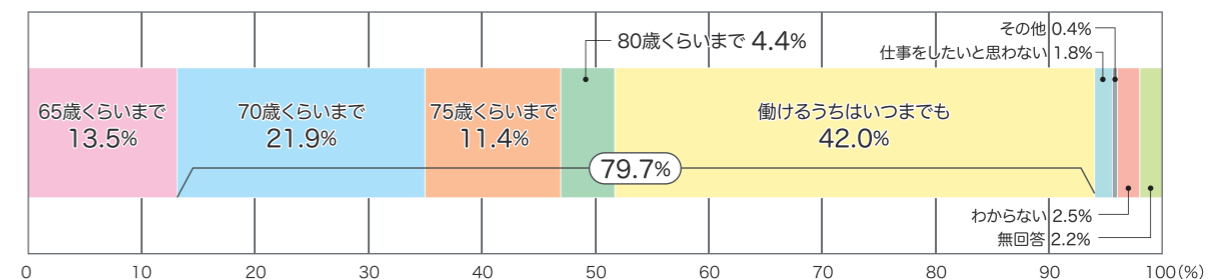


いずれ引き上げるのなら、せっかく使える助成金制度を活用しないのは損！

企業の雇用管理制度や就業規則の内容が見直されつつあります。すべての従業員への正当な評価と積極的な雇用推進は、会社への信頼感や生産性の向上につながります。現在の就業規則の整備や継続雇用制度の導入を検討されている場合は、お気軽にご相談ください。



あなたは、何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいですか



資料：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」(平成26年)より作成。(注)調査対象は、全国60歳以上の男女。現在仕事をしている者のみの再集計。